# バウエモ音声 プレフィックスサービスオプション 利用規約 ※提供サービス名 「バウエモでんわ」

## 第1条 (規約の適用)

当社は、「プレフィックスサービスオプション 利用規約」(以下、「本オプション規約」といいます。)を定め、本オプション規約によりプレフィックスオプションサービス(以下、「プレフィックスサービス」といいます。)を提供します。

2 用語の定義及び本オプション規約に記載のない事項は バウエモ 音声通話機能付きプラン 利用規約(以下総称して「本規約」といいます。)に則るものとし、本オプション規約が抵触する場合は本オプション規約が優先するものとします。

## 第2条(サービス内容)

プレフィックスサービスは、バウエモ 音声通話機能付きプラン のオプションサービスとして提供するものであり、専用アプリを利用して、又は当社所定の番号を発信番号の先頭に付して発信することにより、通常の通話料金より低額な料金で通話ができるサービスです。

- 2 プレフィックスサービスの利用には、通話サービスのご契約が別途必要です。
- 3 プレフィックスサービスは、海外への発信についても適用しますが、一部の国ではプレフィックスサービスの利用により通常よりも通話料金が高額になる場合があります。なお、海外に渡航した際に、国際ローミングを利用して発信した通話には適用されません。
- 4 当社が別に定める発信不可番号には、プレフィックスサービスを利用して発信することはできません。
- 5 1つの本サービスに対して1つプレフィックスサービスの申し込みが必要なものとします。 複数の本サービス契約 がある場合であっても、1つのプレフィックスサービスを複数の本サービスに適用することは出来ないものとします。 また、1つの本サービスに対して、複数のプレフィックスサービスを適用することは出来ないものとします。

## 第3条(適用開始日)

プレフィックスサービスを、バウエモ 音声通話機能付きプラン と同時に申し込む場合、バウエモ 音声通話機能付きプラン の利用開始日がプレフィックスサービスの適用開始日となります。

2 前項以外の申込について、当社は適用開始日を当社所定の方法により会員に通知するものとします。

## 第4条(料金)

プレフィックスサービスの月額利用料金は無料です。会員は、毎月の通話時間に応じて当社所定の通話料金を支払うものとします。

#### 第5条 (解約)

会員は、プレフィックスサービスを解約しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により通知するものとします。 2 当社は、前項において、当月の25日までにその通知を確認できた場合、当月末日をもって解約を行うものとし、26日以降にその通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌月の末日に解約を行うものとします。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

## 附則

この本オプション規約は、2018年3月1日から実施します。

## プレフィックスサービス定額特約 ※提供サービス名「ハウエモでんわ通話定額 10」

## 第1条 (用語の定義)

当社は、「プレフィックスサービス定額持約」(以下、「本特約」といいます。)を定め、本特約によりプレフィックス定額サービス(以下、「定額サービス」といいます。)を提供します。

2 用語の定義および本オプション規約に記載のない事項はバウエモ 音声通話機能付きプラン 利用規約(以下「本規約」 といいます。)及び「プレフィックスサービスオプション利用規約」(以下「本オプション規約」といいます。)に則るものとし、本規約及び本オプション規約と本特約が抵触する場合は本特約が優先するものとします。

## 第2条 (サービス内容)

定額サービスは、会員がプレフィックスサービスを利用して発信することで、10分以内の通話であれば通話料が無料となるサービスです。なお、通話回数に制限はありませんが、当社が別に定める海外への通話については、10分以内の通話であっても定額サービスの対象外です。

## 第3条 (適用開始日)

定額サービスを、バウエモ 音声通話機能付きプラン 及びプレフィックスサービスと同時に申し込む場合、バウエモ 音 声通話機能付きプラン の利用開始日が定額サービスの適用開始日となります。

- 2 プレフィックスサービスと同時に定額サービスを申込む場合、当社は定額サービスの適用開始日を当社所定の方法により会員に通知するものとします。
- 3 前二項以外の申し込みの場合(会員が既に契約しているプレフィックスサービスに定額サービスを追加する場合)、 当月の25 日までにその申し込みを確認できた場合、翌月1日を定額サービス適用開始日とし、26 日以降にその申し込みを確認できた場合には、当該申し込みのあった月の翌々月1日を定額サービス適用開始日とします。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

## 第4条 (料金)

定額サービスの月額利用料金は別に定めるとおりとし、定額サービスの適用開始日から発生します。 なお、当社はこれを日割りしません。

## 第5条(解約)

会員は、定額サービスを解約しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により通知するものとします。 2 当社は、前項において、当月の25 日までにその通知を確認できた場合、当月末日をもって解約を行うものとし、26 日以降にその通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌月の末日に解約を行うものとします。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

## 附則

この本オプション規約は、2018年3月1日から実施します。